

小牧市 国民健康保険 保健事業

<p>特定健康診査 ※高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条による法定義務事業</p>	<p>国保被保険者で 40 歳以上の方へメタボリックシンドロームに特化した健康診断を実施 BMI や血圧・尿検査・血糖値・コレステロール値などメタボリックシンドロームをはじめとした生活習慣病発見に特化した健康診断。保険者ごとに実施が義務付けられている。40 歳以上の国保被保険者へ市内医療機関にて委託により実施。</p>	
<p>保健指導</p>	<p>特定保健指導 ※高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条による法定義務事業</p>	<p>健診結果からメタボリックシンドロームに該当する方へ保健指導を実施 特定健診の結果からメタボリックシンドロームと判定された者に対し、保健師などが生活習慣改善のための食生活・運動の目標設定や、健康づくりを 3 ヶ月サポートするもの。現在は国保の該当者へ市内医療機関と外部委託により実施。</p>
	<p>糖尿病性腎症重症化予防（保健指導）</p>	<p>糖尿病性腎症の方へ人工透析を遅らせ QOL（生活の質）を高めるための保健指導を実施 健診結果やレセプト情報から該当者を決めている。保健師などが参加者と一緒に、糖尿病性腎症対策の食生活や運動の目標を立てて、健康づくりを 6 ヶ月間サポートするもの。翌年度、電話で健康づくりの取組状況を確認するサポートも行っている。現在は国保の該当者へ外部委託により実施。</p>
<p>受診勧奨</p>	<p>医療機関未受診者対策</p>	<p>健診結果から生活習慣病の疑いがある方へ医療機関受診を電話にて勧奨 健診結果から高血圧症・糖尿病・脂質異常症の疑いがあるにもかかわらず未治療の方へ電話で医療機関受診を勧めている。糖尿病性腎症重症化予防（医療受診勧奨）よりは程度の軽い健診有所見者が対象。現在は国保の該当者へ通知・電話を外部委託により実施。</p>
	<p>糖尿病性腎症重症化予防（医療受診勧奨）</p>	<p>健診結果から糖尿病性腎症の疑いがある方へ医療機関受診を電話にて勧奨 血糖値や尿検査の結果から糖尿病性腎症の疑いがあるにもかかわらず未治療の方へ医療機関受診を勧めている。現在は国保の該当者へ通知・電話を外部委託により実施。</p>
<p>健向ナビ</p>	<p>広報こまき 11 月 15 日号（糖尿病予防週間にあわせて）に特集を掲載 広く市民に生活習慣病の知識を普及するために掲載している。現在は外部委託により実施。</p>	